だろう。滝下橋が事故によって

く玉台橋の通りで渋滞を起こす 西幹線道路が完成すると、恐ら 新滝下橋の建設が必要だと思う ためにも西幹線の延長と(仮)

交通が閉ざされたときは、

豊水橋いずれも大渋

### 中村

### 安雄議員

# 幅に増加した場合、渋滞解消の

域であること、 じて路線があり、 業団地の拡大により交通量が大 業者等が進出してきている。 とから大手物流センターや運送 西幹線道路は3工業団地に通 利便性が良いこ 地価の安い

地

### 下橋へのアクセス、 早期整備を!!

西幹線道路の工事の遅れと新滝下橋の建設について



滝下橋

## ていかなければならない。

せることは極めて重要だと認識 計画道路供平板戸井線に接続さ 幹線)を延長し、 都市計画道路鹿小路細野線 の要望を行っていきたい。 めには、 している。県に対して早期着手 この路線の利用を促進するた 仮 新滝下橋の架橋と 守谷市の都 (西 市

るが、

我々議会にも制定権は存

執行機関にも条例の制定権はあ

61

ただし、議会事務局の人事

導入する方向で進めてい

きた

在する。

地方自治法112条で

のではないか。 は全く違う。 うのであれば周りの自治体にも 要がある。 して取り組んでいく必要がある 同調してもらっていくほうが力 実行できるよう努力していく必 て話は進んでいく。 る道路である以上、 もともと県がやろうとしてい 運動することによっ 広域の関係を生か 県の予算で 県に掛け合 問JOSOSHI ORIJOSOSHIGIKAIDAYORIJ

職員にお願いして、

空いている

ったときは、

執行部の法制担当

ない。2012年に条例をつく

条例をつくれと言われてもでき

エ

くなっている。

ともに直接選挙

で選ばれた市長と議員がお互い

に牽制し合って、市政を運営し

の中で市長の執行権が非常に強

と言えるのか。

今、

二元代表制

対等な立場で市政を行っている

これで本当に執行機関と議会が 時間を借りて条例を制定した。

だと思う。知事に直接要望して いきたいと考えている。 直接行動することが一番大事 一般



れ

延

問

が守谷につながっていかなけ 滞を起こした。この道路の

# が条例をつくるために

市職員の適正配置について

用は果たすことができないだろ

IKAIDAYORI | 殿 質

延長分について県にやって

完全な形で西幹線道路の活

県に要望していくよう、

議会と 運動し

執行部が一丸となって、

もらうことが必要ではないか。

表制で政治を行っており、 保障されているとおり、二元代 万議会は憲法第92条・第94条で 条例はだれがつくるのか

配するべきではないか。

府である議会に法制担当職員を

整備しなければならない。

意を得た上で進めていきたい。

なので、まず議長と十分協議を

同時に議会のある程度の合

ある。ところが今不公平な状態

保障されている議案の提出権も

非常に少ない。

県内で議会事務

になっている。

議員立法の数が

局に法制担当職員を配置してい

る議会はない。

これでは議員が

ないのである。 はない。議員がつくっても問題 るのである。 のではない。 者や一部の人間のためにつくる の出発点として質問している。 議会を改革していく、 できるように、これからの地方 執行機関だけがつくるもので 条例というの 条例は、 市民のためにつく それが当り前に ば、 一部の権 そのため 何も市長





員が条例をつくっていく環境を ていくのが正常な形である。

中島

議員